

<講座用テキストレジュメ用：社会保険編>

※注) この「条文改正に伴う補正情報」は、平成 29 年 4 月 10 日時点における情報です。
 また、この情報は、テキスト掲載分に対応する補正であり、改正内容の全てが網羅されているものではありませんので、その点にご留意下さい。

1. 国民年金法

◆新旧対照表

改正後	改正前
平成 <u>29</u> 年度、 <u>0.998</u> (前年度改定率 <u>0.999</u> × <u>物価変動率 0.999</u>)	P66 「ここをチェック！」 1 つ目の□ 平成 27 年度、0.999 (前年度改定率 0.985 × 名目手取り賃金変動率 1.023)
○3) 基準月が平成 <u>29</u> 年度に～ ○左上から右下に、 <u>49,470 円・98,940 円・148,410 円・197,880 円・247,350 円・296,820 円</u> 。	p111 「(2) 支給額」 条文。 ○3) 基準月が平成 <u>28</u> 年度に～ ○図表内の金額は、 <u>差替え</u> 。
○1 行目 (平成 <u>29</u> 年度) ○2 行目 ～ <u>701,000 円</u>	p113 「ADVANCE」 ◆支給額 (措置令 136 条)。 ○1 行目 (平成 <u>28</u> 年度) ○2 行目 ～ <u>701,700 円</u>
○ (平成 <u>29</u> 年度は <u>0.989</u> (前年度 : <u>0.998</u>)) ○【平成 <u>29</u> 年度の年金額】 平成 29 年 4 月から平成 30 年 3 月までの年金額は、平成 28 年平均の全国消費者物価指数 (生鮮食品を含む総合指数) が公表され、対前年比 0.1% の下落となったことから、法律の改定ルールにより、 <u>新規裁定年金、既裁定年金ともに、物価変動率 (▲0.1%) によって改定された。</u>	p115 「ADVANCE」 1 つ目の□の 3 行目。 ○ (平成 <u>28</u> 年度は <u>0.998</u> (前年度 : <u>1.023</u>)) ○【平成 <u>28</u> 年度の年金額 <参考>】は、 <u>差替え</u> 。
ただし、平成 <u>29</u> 年度の～	p117 「Outline」 枠内の下から 2 行目。 ただし、平成 <u>28</u> 年度の～
ロ) 平成 <u>29</u> 年度の～ 上から順に、 <u>779,300 円・974,125 円・779,300 円・779,300 円・224,300 円・74,800 円・224,300 円</u> 。	p120 「ADVANCE」 ロ) 平成 <u>28</u> 年度の年金額の最右列 (実際の支給額)。
下記【差替①】	p133 「ちょっとアドバイス！」 の□は、 <u>差替え</u> 。

下記【差替②】	p154「◆平成 28 年度における前納額（平 28.2.24 年管発 0224 第 1 号）」は、 <u>差替え</u> 。
○（平成 <u>29</u> 年度） ○0.1%（平成 <u>26</u> 年度分）	p156「ここをチェック！」の最終行。 ○（平成 28 年度） ○0.4%（平成 25 年度分）
○平成 <u>29</u> 年 ○9.0%・2.7%	p168「②延滞金の割合の特例（法附則 9 条の 2 の 5 第 1 項）」の図表内。 ○平成 28 年 ○9.1%・2.8%
○情報の提供等 ○ <u>削除</u>	p182「(3)情報の提供等（法 109 条の 12）」。 ○表題のタイトル ○第 2 項

【差替①】

□平成 29 年度における保険料改定率は、「**0.976**」（前年度改定率 0.976×名目賃金変動率 1.000（平成 27 年物価 1.008×平成 25 年度実質賃金 0.992））である（国民年金法による改定率の改定等に関する政令 2 条）。

*なお、具体的な 1 か月分の保険料額は、法定額 16,900 円×0.976 ≒「**16,490 円**」である。

【差替②】

◆平成 29 年度における前納額（平 29.2.24 厚労告 50 号）

	6 か月前納	1 年前納	2 年前納	（毎月）
口座振替 の場合	97,820 円 （@1,120 円割引）	193,730 円 （@4,150 円割引）	378,320 円 （@15,640 円割引）	16,440 円 （早割@50 円）
現金納付 の場合	98,140 円 （@800 円割引）	194,370 円 （@3,510 円割引）	379,560 円 （@14,400 円割引）	16,490 円

◆訂正表

正	誤
（保険料納付者）、～	p131 下から 3 行目。 （保険料納付者数）、～

2. 厚生年金保険法

◆新旧対照表

改正後	改正前
下記【差替①】	p15「ここをチェック！」2つ目の□の枠内は、 <u>差替え</u> 。
<u>前項（第1項）の規定は、適用しない。</u>	p15「ちょっとアドバイス！」2つ目の□の2行目。 当該適用事業所が引き続き特定適用事業所であるものとみなす。
下記【差替②】	p15「ただし…」の下3行分は、 <u>差替え</u> 。
<u>46万円</u>	p83「ちょっとアドバイス！」の図表内（2か所）とその下の□の1行目（1か所）。 47万円
平成29年度、「 <u>46万円</u> 」	p84 3つ目の□。 平成28年度、「47万円」
<u>46万円</u>	p95「Outline」(1)在職老齢年金の仕組みの比較の図表内（3か所）。 47万円
平成29年度、 <u>46万円</u>	p97 1行目。 平成28年度、47万円
<u>46万円</u>	p97「ちょっとアドバイス！」の図表内（4か所）。
下記【差替③】	p145「ちょっとアドバイス！」1つ目の□は、 <u>差替え</u> 。
下記【差替④】	p148「ちょっとアドバイス！」2つの□は、 <u>差替え</u> 。
下記【差替⑤】	p150「Outline」イ) 給付乗率の変遷の②の2行目（ただし、～）以下は、 <u>差替え</u> 。
平成29年度、： <u>0.999</u> 、： <u>0.997</u> 、（平29.3.31政令 <u>100号</u> ）	平成28年度、： 1.000 、： 0.998 、（平28.3.31政令 128号 ）
(2)平成29年度年金額 上から順に、 ○ <u>1,625円</u> ○ <u>224,300円・224,300円・74,800円</u> ○ <u>33,100円・66,200円・99,300円・132,300円・165,500円</u> ○ <u>584,500円・1,169,000円・584,500円</u>	p151「(2)平成28年度年金額」の最右列（実際の支給額）。 ○①定額部分の額 ○②加給年金額 ○③老齢厚生年金の特別加算額 ○④その他の額
*注) <u>支給停止調整額（46万円）の変更</u> に	p172 最上部の図表。

<p><u>伴い計算金額も修正となるが、事例内の数値は、あくまでも「事例」として理解してほしい。</u></p>	
<p>○平成 <u>29</u> 年 ○<u>9.0%</u>・<u>2.7%</u></p>	<p>p191「②延滞金の割合の特例（法附則 17 条の 14）」の図表内。 ○平成 28 年 ○<u>9.1%</u>・<u>2.8%</u></p>

【差替①】

<p>□「<u>特定適用事業所</u>」とは、事業主が同一である 1 又は 2 以上の適用事業所であって、当該 1 又は 2 以上の適用事業所に使用される <u>特定労働者の総数が常時 500 人を超えるもの各適用事業所</u>をいう。</p>
<p>□「<u>特定労働者</u>」とは、<u>70 歳未満の者のうち、改正後の厚生年金保険法 12 条各号（適用除外、以下同じ）のいずれにも該当しないもの</u>であって、<u>特定 4 分の 3 未満短時間労働者以外のもの</u>をいう ⇒ つまり、<u>特定 4 分の 3 未満短時間労働者は、含まれない。</u></p>
<p>□「<u>特定 4 分の 3 未満短時間労働者</u>」とは、次の 1. 又は 2. の労働者であって、改正後の <u>適用除外のいずれにも該当しないもの</u>をいう。</p>
<p>1. その 1 週間の所定労働時間が同一の事業所に使用される <u>通常の労働者の 1 週間の所定労働時間の 4 分の 3 未満である短時間労働者</u></p>
<p>2. その 1 月間の所定労働日数が同一の事業所に使用される <u>通常の労働者の 1 月間の所定労働日数の 4 分の 3 未満である短時間労働者</u></p>

【差替②】

<p>ただし、当該適用事業所の事業主が、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める <u>同意を得て、実施機関に当該特定 4 分の 3 未満短時間労働者について前項の規定の適用を受ける旨の申出をした場合は、この限りでない。</u> ⇒ つまり、<u>厚生年金保険の被保険者としなないことができる。</u></p>
<p>1. 当該事業主の 1 又は 2 以上の適用事業所に使用される厚生年金保険の <u>被保険者及び 70 歳以上の使用される者</u>（以下「<u>4 分の 3 以上同意対象者</u>」という）の <u>4 分の 3 以上で組織する労働組合があるとき</u> ⇒ <u>当該労働組合の同意</u></p>
<p>2. 前号に規定する <u>労働組合がないとき</u> ⇒ イ) 又はロ) に掲げる同意</p>
<p>イ) 当該事業主の 1 又は 2 以上の適用事業所に使用される <u>4 分の 3 以上同意対象者の 4 分の 3 以上を代表する者の同意</u></p>
<p>ロ) 当該事業主の 1 又は 2 以上の適用事業所に使用される <u>4 分の 3 以上同意対象者の 4 分の 3 以上の同意</u></p>

【差替③】

□「平成 29 年度名目手取り賃金変動率」は、**0.989**（平成 28 年物価変動率 0.999×平成 25～27 年度の 3 年平均実質賃金変動率 0.992×平成 26 年度可処分所得割合変化率 0.998）である。

【差替④】

- 平成 29 年度における「スライド調整率」は、**0.995**（平成 25～27 年度の 3 年平均公的年金被保険者数の変動率 0.998×平均余命の伸び率 0.997）となった。
- 「平成 28 年度再評価率」は、**0.998**（平成 28 年度から▲0.1%）となった。

【差替⑤】

なお、平成 29 年度の年金額改定に用いる名目手取り賃金変動率（0.989）がマイナスで、物価変動率（0.999）よりも下落幅が大きかったことから、新規裁定年金・既裁定年金とも「物価変動率」によって改定された。

◆訂正表

正	誤
□第 4 種被保険者の標準報酬月額が～	p40「ちょっとアドバイス！」。 □標準報酬月額が～
（「国民年金法」を参照のこと）。	p180「ちょっとアドバイス！」最終行。 （ パ ＝ フ ェクト講座 3「国民年金法」を参照のこと）。

3. 健康保険法

◆新旧対照表

改正後	改正前
下記【差替①】	p30「ここをチェック！」2 つ目の□の枠内は、 <u>差替え</u> 。
<u>前項（第 1 項）の規定は、適用しない。</u>	p30「ちょっとアドバイス！」1 つ目の□の 2 行目。 当該適用事業所が引き続き特定適用事業所であるものとみなす。
下記【差替②】	「ただし…」の下の 3 行分は、 <u>差替え</u> 。
全国一律 <u>1.65%</u> （平成 <u>29</u> 年度適用率）	p188「ちょっとアドバイス！」3 つ目の□の 2 行目。 全国一律 <u>1.58%</u> （平成 <u>28</u> 年度適用率）
○平 <u>29</u> . 2. 10 協会けんぽ告示 ○平成 <u>29</u> 年 4 月 1 日からの～ ○全都道府県共通 <u>3.73%</u> ○全国平均 <u>6.27%</u>	「条文」2 段目の解説。 ○平 <u>28</u> . 2. 10 協会けんぽ告示 ○平成 <u>28</u> 年 4 月 1 日からの～ ○全都道府県共通 <u>3.67%</u> ○全国平均 <u>6.33%</u>

<p>○平成 <u>29</u> 年度</p> <p>○平 <u>29.1.30</u> 厚労告 <u>22</u> 号、<u>23</u> 号</p> <p>○<u>5.8</u></p> <p>○<u>10.47</u>%</p> <p>○<u>58</u>%</p>	<p>p191「ADVANCE」◆激変緩和措置〈参考〉。</p> <p>○平成 28 年度</p> <p>○平 28.1.28 厚労告 12-号、13-号</p> <p>○4.4</p> <p>○10.33%</p> <p>○44%</p>
--	---

【差替①】

<p>□「<u>特定適用事業所</u>」とは、事業主が同一である1又は2以上の適用事業所であって、当該1又は2以上の適用事業所に使用される<u>特定労働者の総数が常時500人を超えるもの各適用事業所</u>をいう。</p>
<p>□「<u>特定労働者</u>」とは、<u>70歳未満の者のうち、改正後の健康保険法3条1項ただし書各号（適用除外、以下同じ）のいずれにも該当しないもの</u>であって、<u>特定4分の3未満短時間労働者以外</u>のものをいう ⇒ つまり、特定4分の3未満短時間労働者は、含まれない。</p>
<p>□「<u>特定4分の3未満短時間労働者</u>」とは、次の1.又は2.の労働者であって、改正後の<u>適用除外のいずれにも該当しないもの</u>をいう。</p>
<p>1. その1週間の所定労働時間が同一の事業所に使用される<u>通常の労働者の1週間の所定労働時間の4分の3未満である短時間労働者</u></p>
<p>2. その1月間の所定労働日数が同一の事業所に使用される<u>通常の労働者の1月間の所定労働日数の4分の3未満である短時間労働者</u></p>

【差替②】

<p>ただし、当該適用事業所の事業主が、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める<u>同意を得て、保険者等に当該特定4分の3未満短時間労働者について前項の規定の適用を受ける旨の申出をした場合は、この限りでない。</u> ⇒ つまり、健康保険の被保険者となしなことができる。</p>
<p>1. 当該事業主の1又は2以上の適用事業所に使用される健康保険の<u>被保険者及び70歳以上の使用される者</u>（以下「<u>4分の3以上同意対象者</u>」という）の<u>4分の3以上で組織する労働組合があるとき</u> ⇒ <u>当該労働組合の同意</u></p>
<p>2. 前号に規定する<u>労働組合がないとき</u> ⇒ イ)又はロ)に掲げる同意</p>
<p>イ) 当該事業主の1又は2以上の適用事業所に使用される <u>4分の3以上同意対象者の4分の3以上を代表する者の同意</u></p>
<p>ロ) 当該事業主の1又は2以上の適用事業所に使用される <u>4分の3以上同意対象者の4分の3以上の同意</u></p>

◆訂正表

正	誤
下記【差替③】	p26「Outline」②適用事業の概要の図表は、 <u>差替え（既に公式 HP にて公開済み）</u> 。
(平 4 記)	p95「条文」の 4 行目。 (平 4 選)

【差替③】

事業所	国・地方公共団体 法人経営	すべての業種		強制適用事業
	個人経営	法定 16 業種	常時 5 人以上	任意適用事業
			常時 5 人未満	
		その他		

*強制適用事業所に該当しない事業所は、厚生労働大臣の認可を受けて任意に適用事業所とすることができる。

4. 社会一般

◆新旧対照表

改正後	改正前
○ (平 <u>29.2.22</u> 政令 <u>26</u> 号) ○ <u>49</u> 万円 ○ <u>27</u> 万円	p21「ADVANCE」②保険料軽減措置（令 29 条の 7 第 5 項）。 ○ (平 28.2.1 政令 33 号) ○ 48 万円 ○ 26.5 万円
平成 <u>29</u> 年度、 <u>1.59</u> %	p85「ちょっとアドバイス！」2つ目の□。 平成 28 年度、 1.68 %
平成 <u>29</u> 年度、1,000 分の <u>2.3</u>	p154「ちょっとアドバイス！」2つ目の□。 平成 28 年度、1,000 分の 2.0

◆訂正表

正	誤
○ (<u>25</u> 万円) ○ <u>削除</u>	p119「条文」アミカケ部分 c) 4 行目 <u>(既に公式 HP にて公開済み)</u> 。 ○ (50 万円) ○ *3

5. 労働一般

◎補正事項なし